

富 士 川 町

小中学校のあり方基本方針

提 言 書

富士川町小中学校のあり方検討会

平成31年3月

はじめに

全国的に少子化が進む中、富士川町も同様に児童生徒数の減少に伴い、小中学校の小規模化が進むことが懸念される。

こうした中、学校は、確かな知識や技能などの習得と併せて、子どもたちが集団の中で学習や生活をしながら、様々なことを学ぶ場であり、その経験を通して豊かな人間関係を築き、社会性を身につけていく場でもある。

近年の少子化の進行により、学校の小規模化が進んでおり、将来的に教育環境への様々な課題が生じることが考えられる。

富士川町の平成30年度(11月1日現在)の児童生徒数は1,086人と2町が合併した平成22年度と比較し、約300人の児童生徒が減少し、学校の規模も小規模化している状況である。

このような中で、富士川町教育委員会から、本町の小中学生にとって望ましい教育環境を整備する意味で、全町的な観点から「富士川町小中学校のあり方(適正な学校規模・適正配置・教育制度)」について検討を行うよう依頼された。

本検討会は、国や県の標準規模や富士川町の児童生徒数の推移をはじめ、私たち元学校長が経験した学校経営、学校運営で感じてきたことや他自治体の先進事例等を参考にしながら5回の検討会を開催し、慎重に検討を重ねてきた。

富士川町の子どもたちがこの町に誇りと愛着を持ち、変化の激しい社会の中で「生き抜く力」を育むことができることを念頭に検討し、望ましい方向性をまとめ、ここに提言するものである。

また、この提言の具体化にあたり富士川町教育委員会におかれては、保護者や地域住民等、広く町民の理解を得ながら、この提言の円滑な実現に向け、努力されるよう望むものである。

さらに、この提言により、富士川町の次世代を担う子どもたちにとって、より良い教育環境が整備され、本町の学校教育が充実し、心身ともに健やかな児童生徒の育成が図られることを期待するところである。

富士川町小中学校のあり方検討会
会 長 尾 崎 源 武

I 富士川町の小中学校の現状

(1) 児童生徒数

平成30年11月1日現在の町内の小中学校の児童生徒数は、小学校749人、中学校337人、合計1,086人である。

2町合併時の平成22年度の児童生徒数は、小学校891人、中学校482人であり、現在と比較すると小学校で142人、中学校で145人、合計で287人が減少している。

今後の小学校の児童数は、引き続き減少傾向が続き、5年後の平成36年度には現在と比較すると、220人が減少し、529人となることが推計される。

また、中学校においては一時的に生徒数が増加するものの、平成34年度からは減少傾向が続き、平成37年度からは300人を下回っていくことが推計される。

(2) 学校規模

町内小中学校を国が法令等において示す学校規模で分類すると、次の表のように分類される。

(平成30年度現在)

過大規模校	31学級以上	—
大規模校	小学校及び中学校 19～30学級	増穂小(21学級)
標準規模校	小学校及び中学校 12～18学級	—
小規模校	小学校6～11学級 中学校3～11学級	鯉沢小(6学級) 増穂中(11学級) 鯉沢中(3学級)
過小規模校	小学校1～5学級 中学校1～2学級	南小(4学級)

(3) 通学距離・通学時間

国では、公立小中学校の通学距離について、小学校で概ね4km、中学校で概ね6km以内を適正な通学距離として定めている。

また、通学時間については、概ね1時間以内を目安としている。

これを基に本町の小中学校をみると、遠距離通学となる児童生徒に対しては、スクールバスの運行により通学の負担軽減を図り、全ての小中学校において適正であると考えられる。

(4) 学校施設整備の状況

学校の施設整備については、全ての学校においてIs値（耐震指標）の基準を満たしているが、既に建築から約40年～50年を経過しており、今後は老朽化による大規模改修等の施設整備を計画的に進めていく必要がある。

Ⅱ 目指す児童生徒像について

本検討会では、次の4つを目指す児童生徒像として掲げ、こうした児童生徒を育成していくためには富士川町としてどのような小中学校のあり方が望ましいのかを考え、検討をすることとした。

- ふるさと富士川町に誇りと愛着を持つ児童生徒
- たくましい心身と確かな学力を備える児童生徒
- 互いを思いやり、豊かな人間関係を築くことができる児童生徒
- 変化の激しい社会の中で切磋琢磨し、生き抜く力を持つ児童生徒

Ⅲ 小中連携教育のあり方について

小学校から中学校への円滑な接続を目指す小中連携教育には、修業年限を9年間とした義務教育学校やそれぞれの小学校・中学校が一貫した教育を施す小中一貫型小中学校といった学校形態がある。これらの小中連携教育は、小中学校の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、中1ギャップの緩和や継続的な児童生徒に対する指導を行うことができるなどのメリットがある。

〈方針〉

本町においては、既に分離型による小中連携教育を中学校単位で推進していることや小中学校の実態を考慮すると、現状の教育制度による小中連携教育が望ましい。

Ⅳ 適正規模・適正配置について

小規模校においては、児童生徒、教職員、保護者を含めて互いの結びつきが深くなり、児童生徒の個性や能力に応じた丁寧な指導や家庭的な人間関係を形成しやすく、その特色を生かしたきめ細かな教育の推進が期待できるメリットがある。

一方、学校の小規模化が進むと生活面、学習面等において、次のような課題が想定され、教育環境への影響が懸念される。

- ・人間関係や相互の評価が固定化されやすく、いじめなどの問題が生じた場合に、後年まで影響が残りやすい。
- ・多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合う側面が弱い。

- ・ 集団活動の機会が少なく、社会性の醸成が図りにくい。
- ・ 部活動等の活動が限定され、選択の幅が狭まる。
- ・ 教員の配置数が少なくなるため、効率的な教育活動や学校運営に支障をきたす側面がある。

◇富士川町における望ましい学校規模・適正配置

(1) 学校の適正規模

小規模であることのメリットを最大限に生かし、デメリットを緩和していくことも考えられるが、本町としての望ましい学校の適正規模については、小学校においては地理的要因や地域の特性を考慮し、また中学校においては協調性や社会性を育む必要性があることから次のとおりとした。

〈小学校〉 1 学年 1 学級以上が望ましい。

〈中学校〉 1 学年 2 学級以上が望ましい。

(2) 学校の適正配置

本町の小中学校においては、国が示す適正な通学距離の範囲内にあり、また遠距離通学者に対してはスクールバスを運行していることから、学校の適正配置については、次のとおりとした。

〈小学校〉 概ね 4 km 以内が望ましい。

〈中学校〉 概ね 6 km 以内が望ましい。

〈方針〉

(1) 小学校

増穂小学校及び鰐沢小学校は、地域性や通学距離・時間を考慮し、継続配置し、それぞれの特性を生かし、子どもたちにとってより良い教育活動を推進していくことが望ましい。

増穂南小学校は、少人数教育を必要とする児童のため継続配置し、地域と一体化したコミュニティスクールとして、更なる教育活動を推進していくことが望ましい。

(2) 中学校

中学校においては、多様な人間関係を築きながら切磋琢磨し、協調性や社会性を育む機会が確保できる教育環境を整備する必要があることから、増穂中学校と鰐沢中学校を再編(統合)し、両校の歴史や伝統を併せ持つ新たな学校として設置することが望ましい。

V 付帯意見

- ・老朽化した校舎等をはじめとする教育環境の整備は、学校再編に関わらず、取り組んでいくことが望ましい。
- ・中学校を再編(統合)する場合には、新たな学校での生活に適應できるよう、再編前に学校間で事前交流を実施するなど、子どもたちに精神的な不安や動揺を生じさせないように配慮することが望ましい。
- ・中学校を再編(統合)する場合には、新たな中学校を中心としたさらなる小中連携教育を推進していくことが望ましい。
- ・中学校の再編(統合)の時期については、平成34年度以降の生徒数の減少状況を考慮し、慎重に検討することが望ましい。
- ・中学校の再編(統合)をする場合の新たな学校の位置は、生徒の通学距離・時間を考慮し、決定することが望ましい。
- ・子どもたちの学力の向上と個に応じたきめ細かな指導の充実のため、町単講師及び支援員を引き続き配置していくことが望ましい。

◆付属資料

- (1) 小中学校児童生徒数の推移
- (2) 通学距離範囲
- (3) スクールバス利用者の通学時間
- (4) 学校施設等の状況
- (5) 小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係
- (6) 小規模・過小規模校におけるメリットとデメリット
- (7) 学校規模等における現行制度
- (8) 富士川町小中学校のあり方検討会委員名簿
- (9) 富士川町小中学校のあり方検討会設置要綱
- (10) 富士川町学校規模適正化（学校再編）基本方針（平成25年6月策定）

小学校児童数の推移

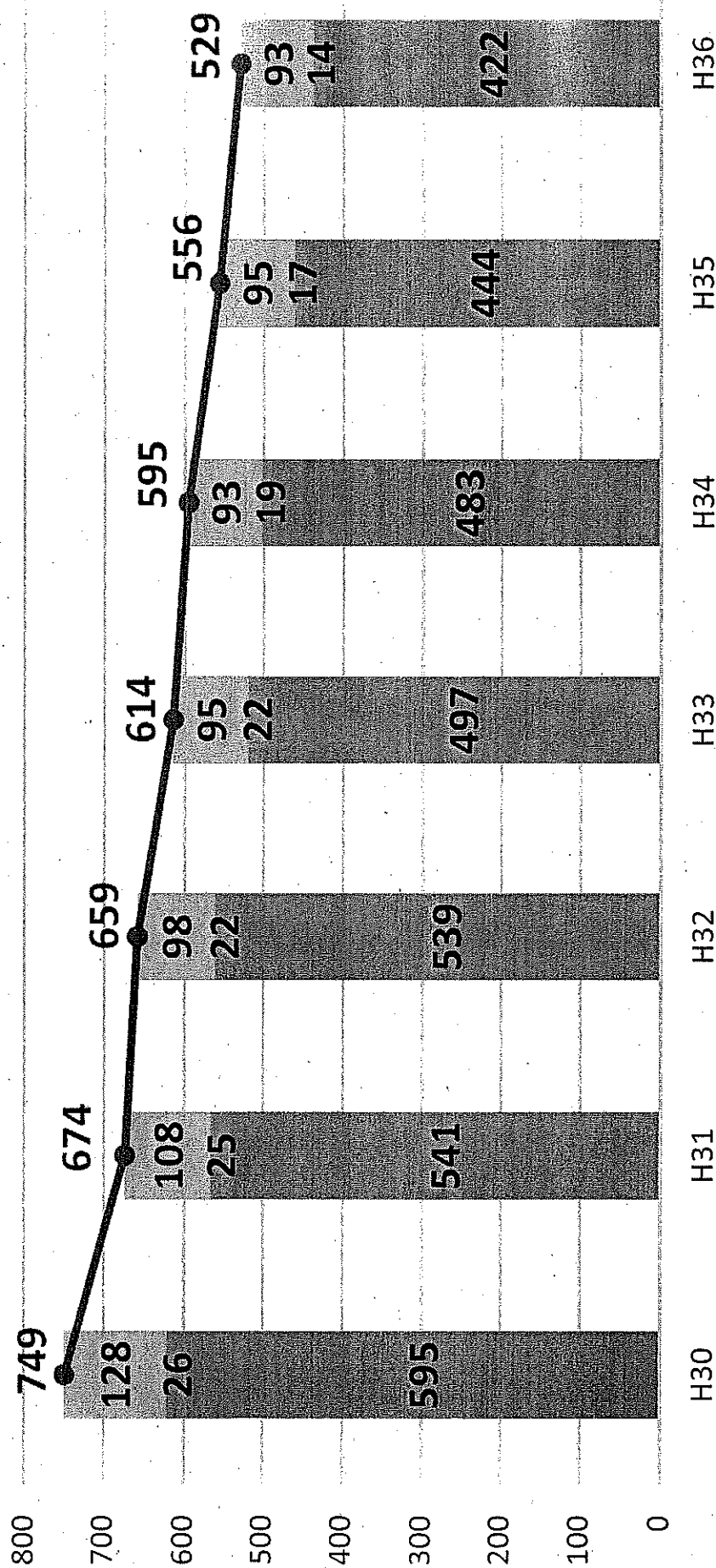
H30.11.1現在

小学校	年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
増穂小	1年	83	61	88	76	74	62	61	44	0	0	0	0	0
	2年	101	83	61	88	76	74	62	61	44	0	0	0	0
	3年	88	101	83	61	88	76	74	62	61	44	0	0	0
	4年	118	88	101	83	61	88	76	74	62	61	44	0	0
	5年	90	118	88	101	83	61	88	76	74	62	61	44	0
	6年	115	90	118	88	101	83	61	88	76	74	62	61	44
	合計	595	541	539	497	483	444	422	405	317	241	167	105	44
増穂南小	1年	4	2	2	6	1	2	1	1	0	0	0	0	0
	2年	4	4	2	2	6	1	2	1	1	0	0	0	0
	3年	4	4	4	2	2	6	1	2	1	1	0	0	0
	4年	6	4	4	4	2	2	6	1	2	1	1	0	0
	5年	5	6	4	4	4	2	2	6	1	2	1	1	0
	6年	3	5	6	4	4	4	2	2	6	1	2	1	1
	合計	26	25	22	22	19	17	14	13	11	5	4	2	1
鰯沢小	1年	17	10	17	17	18	16	15	14	0	0	0	0	0
	2年	14	17	10	17	17	18	16	15	14	0	0	0	0
	3年	20	14	17	10	17	17	18	16	15	14	0	0	0
	4年	20	20	14	17	10	17	17	18	16	15	14	0	0
	5年	27	20	20	14	17	10	17	17	18	16	15	14	0
	6年	30	27	20	20	14	17	10	17	17	18	16	15	14
	合計	128	108	98	95	93	95	93	97	80	63	45	29	14
総計		749	674	659	614	595	556	529	515	408	309	216	136	59

※ 平成31年度の1年生はH30.11.1現在見込数
 ※ 平成32年度以降の網掛け部は、住民基本台帳から計上

小学校児童数の推移

(人)



(年度)

■ 増穂小 ■ 増穂南小 ■ 鰺沢小 ● 児童合計人数

※平成37年度以降は出生数が確定していないため、グラフがありません。

中学校生徒数の推移

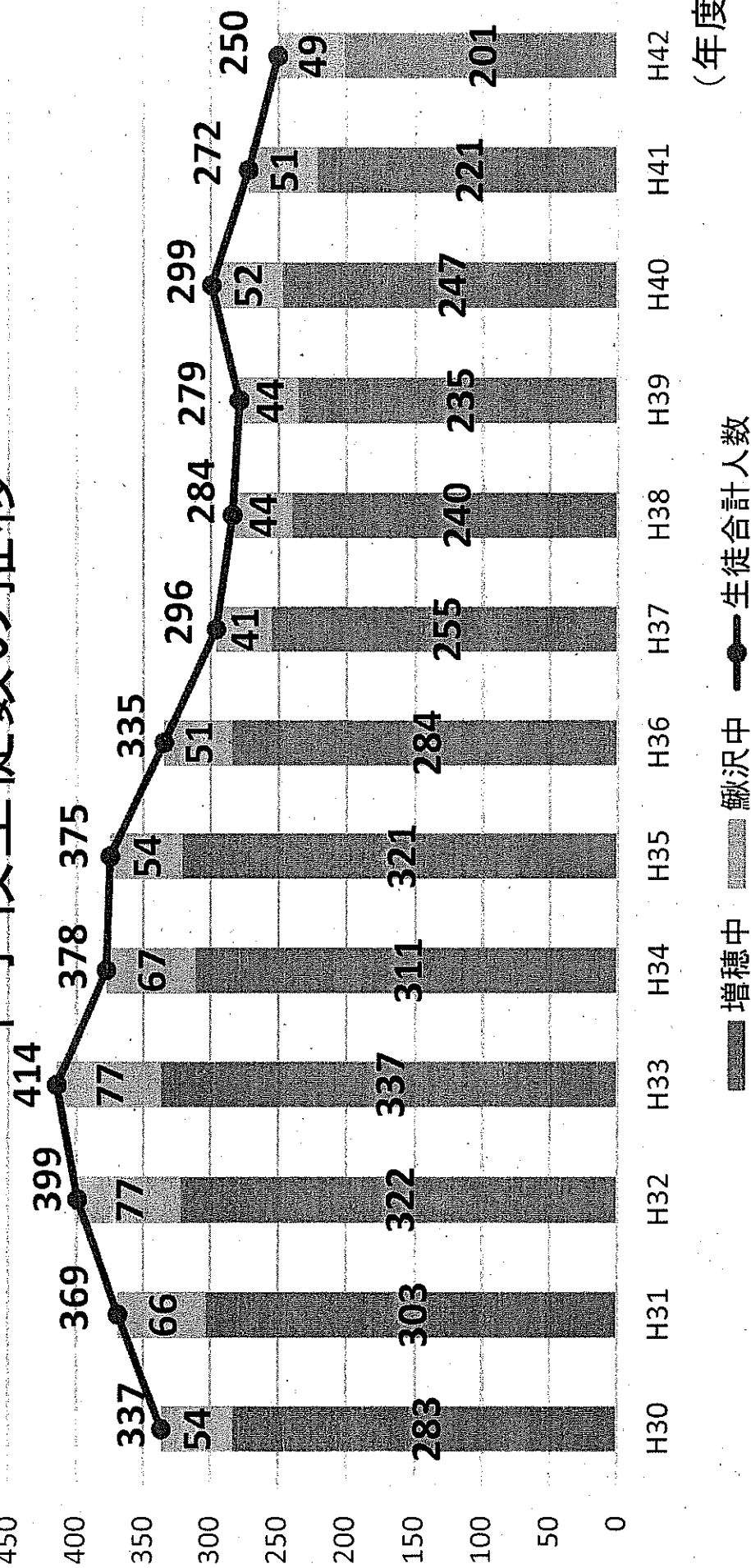
H30.11.1現在

年度	H30	H31	H32	H33	H34	H35	H36	H37	H38	H39	H40	H41	H42
中学校													
増穂中	1年	109	118	95	124	92	105	87	63	90	82	75	62
	2年	76	109	118	95	124	92	105	87	63	90	75	64
	3年	98	76	109	118	95	124	92	105	87	63	82	75
	合計	283	303	322	337	311	321	284	255	240	235	221	201
鯉沢中	1年	20	30	27	20	20	14	17	10	17	17	16	15
	2年	16	20	30	27	20	20	14	17	10	17	18	16
	3年	18	16	20	30	27	20	20	14	17	10	17	18
	合計	54	66	77	77	67	54	51	41	44	44	51	49
総計	337	369	399	414	378	375	335	296	284	279	299	272	250

※ H31～H36は、小学校の児童数を計上、H37～H42は、住民基本台帳から計上(H37の1年生はH30.11.1現在見込数)

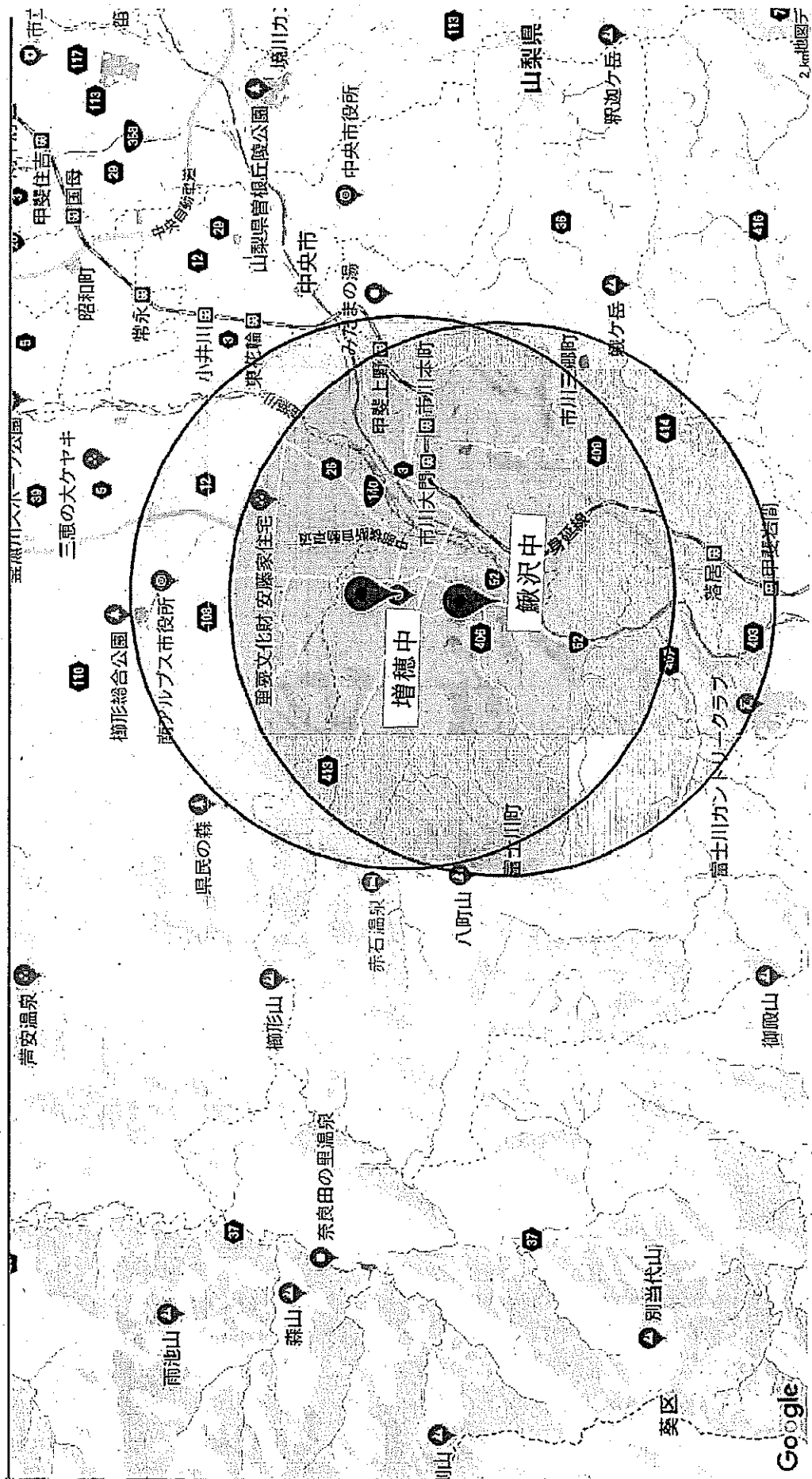
(人)

中学校生徒数の推移



※平成31年度以降は小学校の児童数、住民基本台帳から計上しています。

町内中学校における6km範囲



スクールバス利用者の通学時間

学校名	居住地区	通学時間(分)
増穂小	平林	14
増穂南小	菰米	14
	平林	24
鰺沢小	鬼島	8
	中部	10
	鹿島	11
	白沢	14
	鳥屋	15
	五開	16
	十谷	20
増穂中	平林	24
鰺沢中	箱原	10
	鹿島	11
	十谷	20

学校施設等の状況

	増穂小学校	増穂南小学校	鵜沢小学校
児童生徒数(30.11.1現在)	595人	26人	128人
学級数	21学級 (知的1・情緒2・弱視1)	6学級	6学級 (知的1・難聴1)
町外からの就学児童生徒数	4人	0人	2人
主な施設の状況	校舎	S49年鉄筋コンクリート造3階 (S62耐震補強/H24空調 /H29防災機能強化)	S41年鉄筋コンクリート造3階 (H11耐震補強/H24空調)
	Is値	0.88、1.02	1.90
	体育館	S51年鉄筋コンクリート造 (H20耐震補強)	S56年鉄骨造 (H21耐震補強)
平成30年度予算	・学校管理費 24,206千円 ・教育振興費 55,179千円 ・体育館費 288千円 ・学校給食費 20,684千円 合計 100,357千円	・学校管理費 5,382千円 ・教育振興費 11,557千円 ・体育館費 67千円 ・学校給食費 3,155千円 合計 20,161千円	・学校管理費 15,216千円 ・教育振興費 16,755千円 ・体育館費 713千円 ・鵜沢小中学校給食費 15,523千円 合計 48,207千円
県費負担教職員	38人 (校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養士・事務職)	8人 (校長・教頭・教諭・養護教諭・非常勤)	20人 (校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養士・事務職・非常勤・(ことばの教室5人))
町単講師等	21人	5人	11人

※学級数は、普通学級の数で、()内は特別支援学級について記載。

増穂中学校	鵜沢中学校
283人	54人
11学級 (知的1・情緒1)	3学級 (情緒1・難聴1)
5人	1人
S46年鉄筋コンクリート造4階 (S61耐震補強/H24空調 /H29防災機能強化)	S54年鉄筋コンクリート造3階 (H13耐震補強/H24空調)
0.84	0.82、1.20
H19年鉄筋造	H2年鉄骨造 (H27防災機能強化)
・学校管理費 18,200千円 ・教育振興費 39,052千円 ・体育館費 265千円 ・学校給食費 14,216千円 合計 71,733千円	・学校管理費 12,963千円 ・教育振興費 15,972千円 ・体育館費 1,254千円 合計 30,189千円
28人 (校長・教頭・教諭・養護教諭・栄養教諭・事務職・非常勤)	17人 (校長・教頭・教諭・養護教諭・事務職・非常勤(充指導主事1人))
13人	4人

小中連携、小中一貫、小中一貫教育制度の関係

小中連携教育

小・中学校段階の教員が互いに情報交換や交流を行うことを通じて、小学校教育から中学校教育への円滑な接続を目指す様々な教育

小中一貫教育

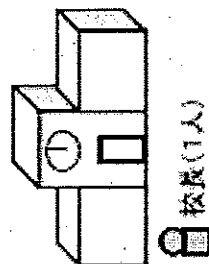
小中連携教育のうち、小・中学校段階の教員が目指す子供像を共有し、9年間を通じた教育課程を編成し、系統的な教育を目指す教育

①義務教育学校

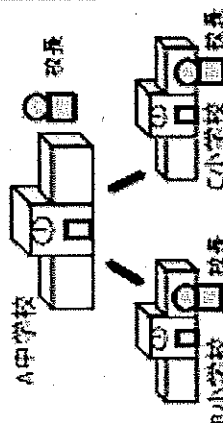
・新たな学校種(一つの学校)

⇒一人の校長、
一つの教職員組織

修業年限:9年
(前期課程6年+後期課程3年)



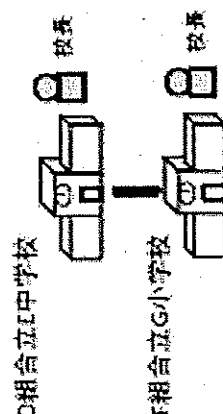
②併設型小学校・中学校 (同一の設置者)



※一貫教育にふさわしい運営体制の整備が要件

例・社会課題や地域課題をテーマに
・生徒の学びの場を共有し
・授業や行事を連携

③併設型小学校・中学校 (異なる設置者)



※併設型小・中学校を参考に適切な運営体制を整備すること

※①②③いずれも施設の形態は問わない。

小規模・過小規模校におけるメリットとデメリット

	メリット	デメリット
教育効果	・生徒に目が届きやすい ・きめ細やかな教育が可能 ・個々の個性や適正に合わせた教育が可能 ・授業や運動会、文化祭などの学校行事でも児童生徒の活躍する場を多く設定できる。	・集団活動の機会が少なく、社会性の醸成が図りにくい ・児童生徒同士の評価が固定化されやすく、学習意欲や競争心に問題が生じやすい ・多様な考えや意見を出し合い、互いに学び合う側面が弱い
人間関係・生活環境	・児童生徒相互の人間関係が深まりやすい ・異学年間の交流が生まれやすい ・一人一人の出番があり、責任をもって当番等の仕事を行うことができる ・全教職員が全校の一人一人の特性などを把握しやすく、指導が行き届く	・クラス替えなどがなく、人間関係が固定化されるので、人との関わりの中で多様なものの見方、考え方に触れる機会が少ない ・部活動の選択に限界が生じる ・固定的な人間関係により、一度関係が悪くなると改善が難しい状況が出てくる ・教師に依存する傾向が強くなり、社会性が育ちににくい面がある
学校経営・運営面	・児童生徒一人一人の個性や課題について教職員が知り、共通理解をしながら指導にあたる体制が作りやすい ・家庭や地域の支援を得やすいので、地域の力を生かす学校経営を進めやすい ・教職員間の意思の疎通や相互の連携が図りやすい	・教職員の校務分掌等が増す ・教職員同士の切磋琢磨の機会が少なくなる ・物事を多面的に捉える論議がされにくいことがある ・出張や研修等の調整が難しくなる
その他	・保護者や地域との連携が図りやすい ・学校生活全般にわたり、児童生徒一人一人に全職員が関わりながら指導することができる ・災害時に児童生徒の把握がしやすい	・現状の学級編成や教職員配置の基準や規定では、子ども・教師・保護者にとって効率的な教育活動に困難をきたす側面がある

(公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引(文部科学省)・先進事例等による)

学校規模等における現行制度

◆学校の適正規模

(1) 学校教育法施行規則第 41 条及び第 79 条

小中学校ともに学級数は、12 学級以上 18 学級以下を標準

【小学校】1 学年当たり 2 ～ 3 学級

【中学校】1 学年当たり 4 ～ 6 学級

(2) 山梨県小・中学校適正規模検討報告書

〈学校規模・学級規模〉

【小・中学校】12 学級以上で 20 人程度以上

(3) 富士川町学校規模適正化基本方針(平成 25 年 6 月策定)

【小・中学校】1 学年 1 学級を下限

◆学校の適正配置について

(1) 義務教育諸学校等の施設費の国庫負担等に関する法律施行令第 4 条

〈通学距離〉

【小学校】概ね 4 km 以内

【中学校】概ね 6 km 以内

(2) 公立小学校・中学校の適正規模・適正配置等に関する手引

〈通学時間の基準〉

1 時間以内を一応の目安としている。

富士川町小中学校のあり方検討会 委員名簿

(敬称略・順不同)

No.	氏 名
1	尾 崎 源 武
2	川 住 徹
3	大久保 紀 夫
4	望 月 眞
5	山 下 政 巳
6	岡 崎 紀 子
7	古 屋 三千雄
8	保 坂 文 彦
9	高 橋 真 幸

富士川町小中学校のあり方検討会設置要綱

(設置)

第1条 本町の小学校及び中学校(以下「小中学校」という。)におけるより良い教育環境を確保し、将来を展望した小中学校のあり方について検討するため、富士川町小中学校のあり方検討会(以下「検討会」という。)を設置する。

(所掌事項)

第2条 検討会は、次の事項について検討する。

- (1) 小中学校における今後の教育制度に関すること。
- (2) 小中学校の適正規模及び配置に関すること。
- (3) その他検討会において必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 検討会は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 本町に在住する者で小中学校の学校長経験者
- (2) その他教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、第7条の規定による報告の日までとする。

(会長及び副会長)

第5条 検討会に、会長及び副会長各1人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、検討会を代表し、会務を総理する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 検討会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 検討会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 検討会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長が決するところによる。
- 4 検討会は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聞くことができる。

(報告)

第7条 会長は、第2条に規定する事項について、その検討結果を教育委員会に報告するものとする。

(守秘義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。

(庶務)

第9条 検討会の庶務は、教育総務課において処理する。

(その他)

第10条 この告示に定めるもののほか、検討会の運営に関し必要な事項は、会長が検討会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この告示は、平成 30 年 11 月 1 日から施行する。

(この告示の失効)

2 この告示は、第 7 条の規定による報告の日限り、その効力を失う。

(会議の招集の特例)

3 この告示の施行の日以後最初に開かれる検討会は、第 6 条第 1 項の規定にかかわらず、教育長が招集する。

富士川町学校規模適正化（学校再編）基本方針

平成25年6月

富士川町教育委員会

富士川町学校規模適正化（学校再編）の基本方針

まえがき

富士川町教育委員会では、【今を未来を力強く生きる「ふるさと富士川」人づくり】という基本理念を掲げ、学校教育行政における教育環境の整備、充実に努めているところであります。

しかしながら、本町の児童生徒数は、平成14年に比べ、平成25年度には、約24%（△384人）減少しており、小学校5校のうち、複式学級を編成している小学校が2校あり、3校が過小規模校となっている。

これからの本町の人口構成を見ても、少子高齢化の進行は避けられず、過小規模校の改善は見込めない状況であると考えられます。

将来を担う子どもたちの良好な教育環境を提供するためには、どのような学校の適正配置が必要なのかなどを検討するため、平成24年7月に「富士川町小・中学校適正規模・配置検討委員会」を設置し、小・中学校の適正規模・配置のあり方について提言意見をいただいたところであります。

学校適正規模・配置検討委員会からの意見提言を受けて、児童生徒の減少などを背景とした本町が抱える学校の過小規模化による課題に対応すべく、ここに「学校規模適正化基本方針」を定めました。

この基本方針に基づき、子どもたちにとって良好な教育環境の確保に努めてまいります。

学校の適正規模・配置について

○学校の現状と課題

本町の平成25年4月1日現在の児童生徒数等は次のとおりである。

増穂小学校は、児童数600人、学級数20学級であり、国の基準では適正規模校となっている。

増穂西小学校は、今年の新入児童1人を含め児童数7人、学級数3学級であり、複式学級を編成する過小規模校である。また、すべてが男子の児童である。区域外からの通学児童が4人で、地域の児童においては、増穂小学校へ区域外就学を希望する保護者もいる。また、昨年実施した校舎の耐震診断の結果、Is値が0.35であり地震による倒壊の危険がある。

増穂南小学校は、今年の新入児童がなく、児童数15人、学級数3学級あり、複式学級を編成する過小規模校である。区域外からの通学児童は4人であり、地域の児童においては、鰯沢小学校へ区域外就学を希望する保護者もいる。

鰯沢小学校は、児童数142人、学級数が6学級であり、小規模校となっている。五開小学校の廃校に伴い、平成22年度から五開区の児童が就学しており、現在5人が町営バスで通学している。

鰯沢中部小学校は、児童数5人、学級数2学級であり、過小規模校である。2年続けて新入児童が無く、3年生1人、6年生4人であるため複式学級は編成していない。児童数の減少から中部保育所が休所となり、第5保育所へ通所となったため、在園児と同じ学校への通学を希望する保護者もいることから、鰯沢小学校への区域外就学を希望する保護者がいる。

増穂中学校は、生徒数352人、学級数12学級であり、適正規模校となっている。

鰯沢中学校は、生徒数107人、学級数4学級であり、過小規模校となっている。

なお、本町においては、県の基準で複式学級を編成している学校に、町単独の講師を配置し、複式授業を解消している。

児童生徒数調べ (平成 25 年 4 月 1 日現在)

単位：名

学校名	1 年	2 年	3 年	4 年	5 年	6 年	計
増穂小学校	1 1 2	1 0 1	7 8	1 0 2	1 0 0	1 0 7	6 0 0
(学級数)	(4)	(4)	(3)	(3)	(3)	(3)	(20)
西小学校	1			2	2	2	7
(学級数)	(1)			(1)		(1)	(3)
南小学校		5	2	2	5	1	15
(学級数)		(1)	(1)		(1)		(3)
鯉沢小学校	2 8	2 0	1 6	2 0	2 8	3 0	1 4 2
(学級数)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(1)	(6)
中部小学校			1			4	5
(学級数)			(1)			(1)	(2)
増穂中学校	1 1 0	1 1 5	1 2 7				3 5 2
(学級数)	(4)	(4)	(4)				(12)
鯉沢中学校	3 2	4 0	3 5				1 0 7
(学級数)	(1)	(2)	(1)				(4)

※学級数は、山梨県の基準による。支援学級は含まない。

○学校の適正規模

学校教育法施行規則第 4 1 条では、「小学校の学級数は 1 2 学級以上 1 8 学級以下を基準とする。」と規定され、中学校においても基準を同規則第 7 9 条により準用する事となっており、小学校では各学年 2 ～ 3 学級、中学校では各学年 4 ～ 6 学級で構成される規模が示されている。

山梨県においては、山梨県小・中学校適正規模検討報告書で、小学校における望ましい学校・学級規模は、学校規模では 1 2 学級以上、学級規模では 2 0 人程度以上の規模が望ましいとされ、適正規模化を進めても、実現が困難な場合においても、複式学級を解消できる規模が望ましいとされている。また、中学校においては、学校規模及び学級規模は、6 学級以上で 2 0 人程度以上の学級規模が望ましいとされている。

○富士川町における基本方針

これらの法令や基準を勘案するなかで、富士川町においては、地域の実情等も踏まえ、学校の最小規模としては、集団学習による教育効果を上げられるとともに、多様な人間関係の中で切磋琢磨しながら社会性や協調性、連帯感を培うための教育環境が必要であると考え、このためには、答申と同様に適正規模について、1 学年 1 学級を下限とすることを基本方針とする。

○富士川町における学校の適正配置

平成25年度の児童数及び生徒数により、過小規模校の解消が急務であると考え、児童の適性に応じた過小規模校も必要であることから、学校の配置については、増穂西小学校は、校区が隣接する増穂小学校に、鰍沢中部小学校は、校区が隣接する鰍沢小学校にそれぞれ統合することとし、増穂南小学校は、少人数教育を必要とする児童の対応のために、継続配置とするものの、今後の児童数の推移によっては、統廃校等の検討を行なう。

なお、小規模校である鰍沢小学校は、地理的な事情を勘案し、継続配置とする。また、中学校においては、当分の間は現状での配置を継続する。

○学校の適正配置に伴っての配慮

- ・学校の統合を進めるにあたっては、保護者や地域の皆さんに十分な説明を行ない、理解と協力を得ながら、地域との合意を基本に進めていくこととする。
- ・統合により生ずる課題は、弾力的、総合的に解決していくこととする。
- ・廃校となる施設は、町長部局や地域と十分協議のうえ、幅広い有効活用を検討していく。